

クリーニング所(取次所) の て び き



(区ホームページ)

葛飾区保健所

生活衛生課 環境衛生担当係

〒125-0062 東京都葛飾区青戸4-15-14 健康プラザかつしか内

電話 03(3602)1242

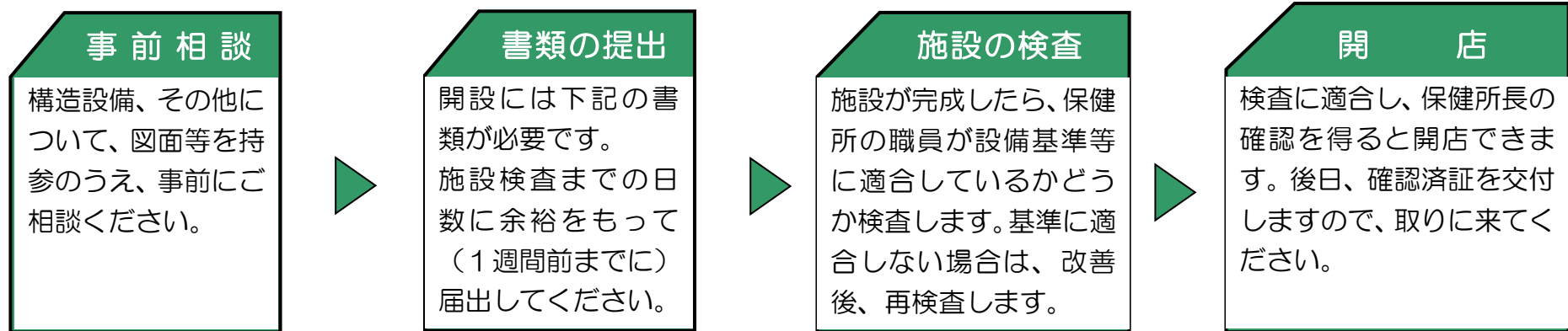
ファックス 03(3602)1298

※てびきには、主な構造設備基準・衛生管理基準が掲載されていますが、
全ての基準が掲載されているわけではありません。
申請予定の方はインターネット等を利用し、関係法令をご確認ください。

葛飾区



クリーニング所(取次所)開設までの手続き



開設時に必要な書類

- クリーニング所開設届
 - 構造及び設備の概要（取次所）
 - ❖ 施設の平面図、施設付近の見取り図
 - 営業者等の本籍、住所、氏名、生年月日
 - （従事者中のクリーニング師の氏名、本籍、住所、生年月日、登録番号）
 - 営業者が法人の場合：会社の登記事項証明書（6か月以内のもの）（**原本提示**、コピー不可）
 - **他にクリーニング所を開設している場合**：クリーニング所の名称・所在地・従事者数・
従事者にクリーニング師がいる時はその氏名の記載された書類
- ※ このほか、検査手数料が16,000円かかります。

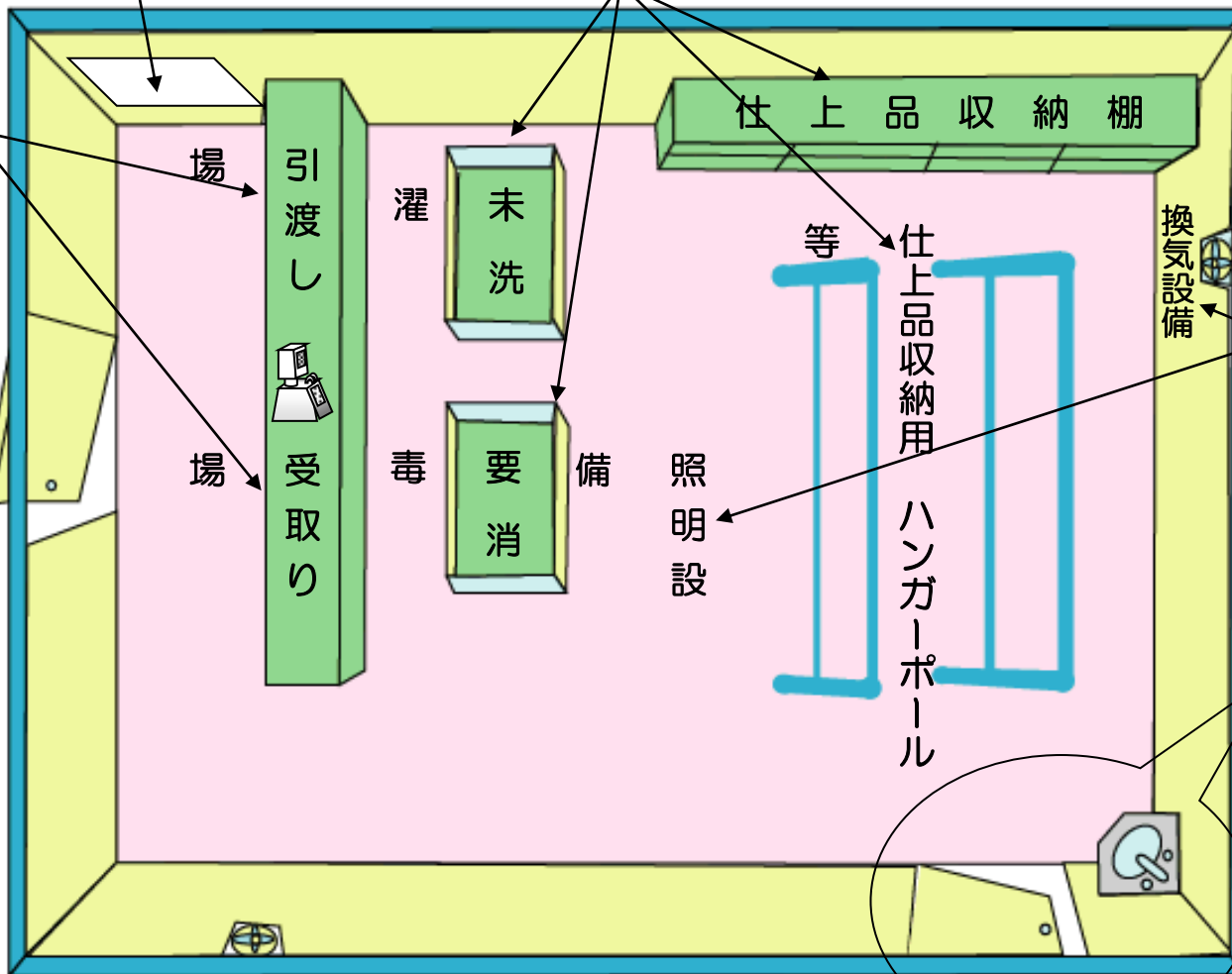
(例) クリーニング所 (取次所) 構造設備概要

利用者に対する苦情の申出先

○クリーニング所の名称・所在地・電話番号を店頭に掲示してください。

受取り、引渡し場

○仕上りと洗濯していない物が混ざらないよう分けて受渡しできるカウンターにしましょう。



格納設備

○洗濯していない物、仕上りをそれぞれ分けて容器を設け、扱うようにしてください。
○消毒が必要な洗濯物（詳しくはP.4参照）は他の洗濯物と容器を分け、扱うようにしましょう。

換気・採光・照明

○採光、照明及び換気を十分に確保してください。

障壁・手洗い

○食品の販売・調理等を行う施設が併設する場合は、食品等が接触しないように壁・板等の障壁で分けるようにしてください。
○洗濯物と食品を同じ人が扱う場合、手指の消毒が出来るようにしてください。

クリーニング所の各種届出手続きについて

～下記のような場合には届出が必要です～

◆ 新規開設届

- 施設を新設する
- 施設を移転する（仮店舗も含む）
- 施設を大規模に増改築する…既に確認した施設と同一性を失う場合等
（例えば、施設のおおむね 100%以上の増築又は 50%以上の改築）
- 施設を建て替える 等

必要書類

- * P.1「開設時に必要な書類」をご覧ください。

◆ 変更届

- 法人の（商号、事務所所在地、代表者等）が変わった
- 営業者の住所が変わった
- 店名が変わった
- 施設を小規模に増改築した
（例えば、施設のおおむね 100%未満の増築又は 50%未満の改築）
- クリーニング師を新たに雇用した、店舗間で異動した、
クリーニング師が退職した
- 従事者数が変わった 等

〔上記以外にも構造設備基準にかかわるもの（設備の配置
など）が変わる場合は変更届が必要です。〕

*施設、構造設備の変更については事前にご相談ください。

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
（履歴事項全部証明書（法人の場合）、施設設備図面 等）

◆ 承継届

- 譲渡により営業者の地位を承継した
- 営業者（個人）が死亡し、相続をした
- 法人が合併・分割した 等 *事前にご相談ください。

必要書類

- * クリーニング所の営業者の地位承継届
（譲渡の場合）
- * 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- * （法人の場合）登記事項証明書
- * 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、その名称、所在地、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類
（相続の場合）
- * 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
- * 相続人全員の同意書（相続人が 2 人以上の場合）
（合併・分割の場合）
- * 法人の登記事項証明書

◆ 廃止届

- 営業をやめた

必要書類

- * 廃止届

衛生管理の徹底をお願いします

施 設 の 清 潔	<ul style="list-style-type: none"> 施設は常に整理整頓し、清潔に保ってください。 受渡し台、洗濯物の収納容器などの洗濯物が触れる部分は清潔に保ち、随時消毒しましょう。
換 気 ・ 採 光 ・ 照 明	<ul style="list-style-type: none"> 照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光及び照明を十分に確保しましょう。
洗 濯 物 の 取 扱	<ul style="list-style-type: none"> 受渡し場、格納容器では、洗濯していない物と仕上済みの物を明確に分けて扱きましょう。 消毒が必要な洗濯物*は、他の洗濯物と分けて扱きましょう。 <p>※消毒が必要な洗濯物とは…伝染性病原菌汚染のおそれのあるもの、おむつ、パンツ類、手ぬぐい、タオル類、病院等の寝具類</p>
利 用 者 へ の 説 明	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対し、苦情の申出先を明示（掲示と書面の配布）します。 洗濯物を受け取る時は、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、利用者の上で処理を行ってください。
講 習	<ul style="list-style-type: none"> クリーニング業務に従事する者の5人に1人に対し、3年に1回、講習を受けさせてください。 <p style="text-align: center;">問い合わせ先</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内 ☎ 03-3445-8751（代表）</p> </div>